

報道発表資料

平成23年9月22日独立行政法人国民生活センター

CO₂ (二酸化炭素) 排出権取引に関する儲け話のトラブル! - 一般の消費者は手を出さないで-

2011年1月から、「電話の後自宅を訪問され、『元本は必ず戻る。すぐ倍になる』などと勧誘を受け、 CO_2 排出権取引の契約をした。その後『追証が必要になった』と連絡があり、支払ったお金が全てなくなった。投資の経験は全くなく、こんなことになるとは思わなかった」などといった CO_2 (二酸化炭素)排出権取引に関する儲け話のトラブルが急増している。

CO₂ 排出権は商品先物取引法での指定商品にも金融商品取引法の金融商品や金融指標にも含まれていないため、どちらの法律の適用もないとされている。このため、取引業として商品先物取引法上無許可・金融商品取引法上無登録業者であっても直ちに違法な販売勧誘といえず、法律の隙間をついた取引といえよう。

その他相談の特徴としては、高齢者が訪問を受け、リスクなどについて説明がないまま契約し、 多額の損失を被ってトラブルになるケースが多い。また、「元本が必ず戻る」といった問題勧誘が 行われているケースや、業者に親切にされ、断れなくなって契約してしまう事例が目立つ。

そこで、 \mathbb{O} CO₂排出権の CFD 取引の仕組みがわからず、投資経験もない一般の消費者は決して契約しないこと、②電話や訪問を受けてもはっきりと勧誘を断るよう、とくに高齢者に向けて注意喚起を行う。

1. PIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) 注3にみる相談の概要

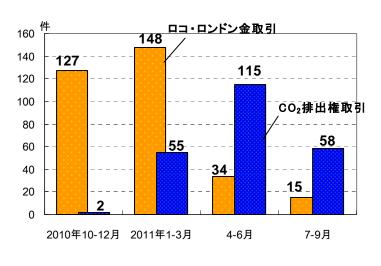
CO₂(二酸化炭素)排出権取引に関する相談 ^{注4}は、2010 年度以降総件数が 230 件に及んでいる。

注1「CFD」とは「Contract for Difference」の略であり、差金決済という意味である。

^{注2}「新手の投資話『ロコ・ロンドン金』に注意!」(<u>http://www.kokusen.go.jp/news/locoLondon.html</u>)参照。

^{注3} PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

注 42011 年 9 月 10 日までの登録分。



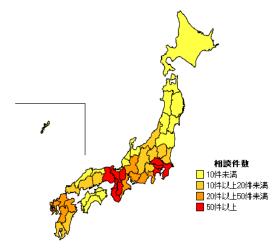


図 1 CO₂排出権取引とロコ・ロンドン金取引の 四半期別件数 (2010 年 10 月以降)

図 2 地域分布

年度別件数は、2010 年度が 57 件、2011 年度が 173 件で、とくに 2011 年 1 月以降、目立って寄せられるようになっている。

件数や属性等の詳細は、以下のとおりである。

※不明・無回答等を除いて割合を算出

(1)四半期別件数

2010 年度以降、 CO_2 排出権取引に関する相談件数が増加してきた時期から四半期別にみると、2010 年 10-12 月期が 2 件、2011 年 1-3 月期には 55 件と急増している。また、2011 年 4-6 月期には 115 件になり、前期からさらに倍増している。また、2011 年 7-9 月期は 58 件となっている(図 1 参照)。

一方、同時期のロコ・ロンドン金取引に関する相談件数についても、図 1 に示した。2011 年 1-3 月期には 148 件であったが、2011 年度以降、4-6 月期には 34 件と急激に減少しており、 $C0_2$ 排出権取引の相談件数の増加と入れ替わるような推移をたどっていることがわかる。

(2)属性

①年代別

年代別では、70歳代が69件(31.9%)で最も多く、60歳代が61件(28.2%)、80歳以上が49件(22.7%)と続き、高齢者に多い。

②性別

性別では、男性が90件(40.0%)、女性が134件(59.6%)で、女性が6割である。

③地域別

地域別では、南関東が73件(32.2%)と3割を占めている。次いで、近畿が52件(22.9%)、 東海が21件(9.3%)、九州北部が22件(9.7%)と続いている。人口の多い地域に相談が多い (図2参照)。

(3) 販売購入形態

訪問販売が 133 件 (60.2%)、電話勧誘販売が 71 件 (32.1%) で、あわせると 9 割を超える。

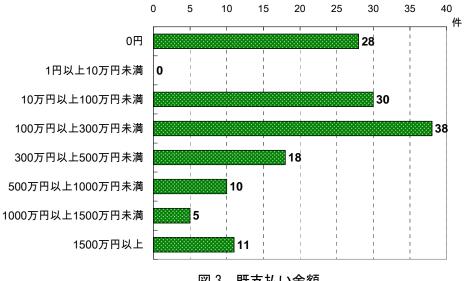


図3 既支払い金額

(4) 支払い金額

既に支払った件数は112件で、全体のうち5割程度であるが、そのうち支払い金額は、「100万 円以上 500 万円未満」が 56 件、「500 万円以上 1000 万円未満」が 10 件、「1000 万円以上 1500 万 円未満」が5件、「1500万円以上」が11件と、高額なケースが多い(図3参照)。平均金額は約 347 万円である。

2. 主な相談事例

【事例1】原発事故の関係で CO₂が増えると勧誘され、CO₂排出権取引を契約した

1 カ月前、電話勧誘後に訪問してきた業者から「投資に興味がありませんか。現在、原発事故 で電力が不足しており、今後は火力発電が中心になる。CO₂が増え価格が上がってくるので CO₂の 売買をする」といった勧誘を受けた。投資に興味があるわけではないが、環境への手助けになれ ばとの思いと、営業員の年齢や名前が息子と重なって冷たくできないとの思いで契約を交わし、 当日90万円、さらに1週間後に90万円を払った。しかし、後日「価値が50%下がったので追加 金が 180 万円必要だ」と言われた。勧誘の際にリスクがある事は聞いていたが、追加でお金が必 要と言われ動揺した。また、売買する時には連絡すると言っておきながら勝手に取引を始めてい た事に疑問を持ち始めた。

その後も何度か追加金を請求されたが「もうお金がない」と断った。取引の仕組みもわからず に儲け話に乗った自分も悪いが、業者の対応には納得できない。半分でも返金してほしい。

(2011年5月受付 契約者:60歳代 家事従事者 女性 宮崎県)

【事例2】「元本は必ず戻る」と勧誘を受けて契約したが、支払ったお金が全てなくなった

突然「今値上がりしているよい商品がある」と電話があり、後日自宅を訪問され、CO₂排出権取 引の勧誘を受けた。その際「元本は必ず戻る」「すぐ倍になる」などと言われ、「利益換算表」と いう書面を見せられたため、信用してしまった。3回に分けて200万円を現金で手渡したが、そ の後すぐに「値段が下がったから追証が必要になった」と連絡があったので、支払ったお金が全 てなくなってしまったことがわかった。

投資の経験は全くなく、こんなことになるとは思わなかった。「重要事項説明書」という書面に は漫然とチェックした記憶はあるが、仕組みやリスクについて口頭での説明はなかった。

(2011年8月受付 契約者:60歳代 無職 女性 埼玉県)

【事例3】金の証拠金取引業者からCO₂排出権取引を勧められたが、連絡がつかなくなった

1年半前に、金の証拠金取引の電話勧誘を受けた。「今は金が上昇傾向にある。銀行に預けていても利息はつかない。その点、金は 100 万円預けてもらえばひと月で 9000 円になる」などと言われ、「金の証拠金取引」の契約をした。1 カ月後、このままでは元金がなくなると追証を要求され、言われるまま数回に分けて 1260 万円も出資してしまった。昨年末に担当者が自宅を訪問。「これからは「 CO_2 排出権取引」がお勧め。1000 万円預けてもらえばこれまでの損も取り戻して、2500 万円でお返しできる」などと勧誘された。断ったものの強引さに押され、1000 万円を手渡した。その後、配当金が今月には振り込めるとの約束だったので安心していた。昨日、業者に電話したら呼び出し音が鳴るだけで一向に出ず、不安。

(2011年6月受付 契約者:50歳代 自営・自由業 男性 滋賀県)

【事例4】「必ず儲かるから」と金融機関に業者が同行しお金を預けたが、よく考えたら不審

突然、「以前お会いしたことがあるので会いに行きたい」と電話があり、「そのような覚えはない」と断ったにもかかわらず、翌日業者が来訪。 CO_2 排出権取引の説明をされ、よく理解できなかったが、皇族や外国の王族の名前を出して「信用できる取引だ。必ず儲かるから」と言われた。しかし、「100 万円預ける必要がある」と言うので、「手元にお金がないし、体調が悪く銀行へもいけない」と断ったところ、「タクシー代は出すから契約してほしい」と強く言われ、面倒になり銀行に一緒に行ったが、業者は銀行の外で待っていた。悪い人にも思えず、契約書を交わし 100 万円を預けたが、よく考えると不審。解約したい。

(2011年5月受付 契約者:80歳代 無職 女性 神奈川県)

3. 取引の仕組み

(1) CO₂排出権取引とは

排出権取引 125 とは、地球温暖化の原因とされている温室効果ガス(その大部分は CO_2)の排出量を削減するための制度である。排出権取引には様々な類型のものがあるが、欧州などで運営されており、デリバティブ取引の対象ともなっているのは、キャップ・アンド・トレード型と呼ばれるものである。その仕組みは、①政府は企業ごとに CO_2 の排出枠(CO_2 を排出できる量の上限(キャップ))を割り当て、②その上限より実際の排出量を少なく抑えることのできた企業は、余剰の排出枠を、上限を超過して CO_2 を排出する企業に売ること(トレード)ができる、というものである。欧州のキャップ・アンド・トレード型排出権取引制度の下では、すでに企業どうしが排出枠を取引するための市場が形成され、ロンドンなどで活発に取引がなされている。

その他、途上国における、排出削減等のプロジェクトから認証される削減量(クレジット)等 の取引も行われている。

^{注 5}詳細は、環境省 HP「排出量取引インサイト」(<u>http://www.ets-japan.jp/</u>)参照。

(2) CO₂排出権の CFD 取引とは

業者が交付している資料などによると、消費者は上記のような CO_2 排出権そのものを取引しているのではなく、 CO_2 排出権の CFD 取引を行っていると考えられる。 CO_2 排出権の CFD 取引とは、①欧州の市場などで実際に取引されているユーロ建ての CO_2 排出権の価格相場を参照し、②取引開始時に売買した価格と、その後の反対売買時の価格の差額を損益として清算し、③差額のみによって決済をする取引(差金決済取引)というものである。

(3) CO₂排出権の CFD 取引はハイリスクで複雑な取引

この取引の特徴としては、消費者が業者に証拠金(保証金)を預け、業者がそれをもとに、何十倍もの取引を行う「証拠金取引」であることが挙げられる。市場で取引されている CO_2 排出権価格が期待どおりに変動した場合には利益を得られるが、予想に反した場合には損失が発生し、損失が最初に支払った証拠金を上回るおそれもあるハイリスクな取引である。

加えて、海外の CO_2 排出権の価格や為替相場の値動きを見極めて、売買を決めるなど本来十分 に経験を積んだプロの投資家であっても複雑な取引である。

(4) 特定商取引法の規制対象

CFD 取引自体は一般に相対取引であるが、本トラブル事例では、業者は消費者から受けた注文と同じ取引を他の業者(「カバー先」と呼ばれる)に注文するとしているケースが多い。この取引形態は、実質的には「CFD 取引の仲介サービス」として、訪問や電話による勧誘の際は特定商取引法の規制対象となる場合がある。

この場合、消費者は契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能である(契約書面を受け取っていない場合などは、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能である)。

なお、カバー先がなくCFD取引を行った場合は、権利取引となるため特定商取引法の規制対象外となるが、賭博罪 注6 に該当する可能性がある。

4. 相談事例から見る問題点

(1)取引の仕組みに関する問題

①消費者自らが市場の状況を確認することはほぼ不可能

消費者は海外の CO₂ 排出権の価格や為替相場の値動きを見極めながら、売買を決断しなくてはならないが、投資経験のない一般の消費者が CO₂ 排出権の価格相場などの状況を瞬時に把握し、売買を適切に業者に指示することはほぼ不可能である【全ての事例】。

②取引金額が高額であり、支払ったお金が全てなくなるケースもみられる

相談事例をみると、100万円以上の高額なお金を投資し、トラブルに巻き込まれているケースが多くみられる。なかには、「支払ったお金がすべてなくなってしまった」など、全損となっ

 $^{^{\}pm6}$ 刑法 185 条 「賭博をした者は、50 万円以下の罰金又は科料に処する。」なお、ロコ・ロンドン金取引については、民事事件ではあるが、賭博に該当する違法な取引とされた裁判例(東京高裁平成 20 年 10 月 30 日判決)がある。詳細は、「ロコ・ロンドン貴金属取引の違法性」(http://www.kokusen.go.jp/hanrei/data/200907_1.html)参照。

た事例もみられた【事例2】。

(2)業者に関する問題

①過去にロコ・ロンドン金取引を行っていた業者が勧誘している

金の証拠金取引など、いわゆる「ロコ・ロンドン金取引」については、トラブルが急増したことなどから 2011 年 1 月 1 日より商品先物取引法の対象になり、原則許可制や不招請勧誘の禁止の導入など規制が強化された。このロコ・ロンドン金取引の分野から、商品先物取引法や金融商品取引法の適用がないとされている CO_2 排出権の CFD 取引の分野に業者がシフトしていると思われるケースがみられる【事例 3】。

CO₂ 排出権は商品先物取引法での指定商品にも金融商品取引法の金融商品や金融指標にも含まれていないため、どちらの法律の適用もないとされている。このため、CO₂ 排出権の CFD 取引は、業として商品先物取引法上無許可・金融商品取引法上無登録業者であっても直ちに違法な販売勧誘といえず、法律の隙間をついた取引といえよう。参入規制がなく不招請勧誘が禁止されていないため、トラブルが今後さらに増加するおそれがある。

②業者の実体を確認することが極めて難しい

業者が注文どおりに取引を行っているのか、さらには取引自体が本当に行われているのかを 消費者が確認することは極めて難しい。取引の実体がなかった場合、詐欺に当たる可能性が十 分にある【全ての事例】。

③連絡不能になったケースもみられる

多額のお金を業者に渡したものの、電話に出ないなど業者と連絡がとれないというケースも 寄せられ始めている【事**例**3】。

(3) 販売勧誘に関する問題

①「元本は必ず戻る」などと事実と異なる説明が行われている

CO₂排出権のCFD取引は多額の損失を被るおそれがある取引にも関わらず、「元本は必ず戻る」、「必ず儲かる」などといった事実と異なる説明が行われているケースがみられ、問題である【事例2】【事例4】。

このような説明を受けて契約した場合、特定商取引法に基づく不実告知、あるいは消費者契約法に基づく不実告知や断定的判断の提供による取消しを求めることができる場合がある。

②良いことばかりを告げ、ハイリスクで複雑な取引であることを説明していない

「高金利で儲かる」などと良いことばかりを強調し、損失が最初に支払った証拠金を上回るおそれがあるなどのリスクや契約内容について説明を行っていない事例がみられる【事例2】。このような場合、特定商取引法に基づいて重要事項の不告知による取消しや消費者契約法に基づいて不利益事実の不告知による取消しを求めることができる場合がある。

なお、 CO_2 排出権の CFD 取引では、 CO_2 排出権の金利とユーロ等の金利差を利用した「スワップポイント」を受け取ることができるとしている。このことを業者は「高金利」と言ったり、

「利益換算表」という書類を作成して勧誘している場合があるが、金利の動向によっては、期待していたようなスワップポイントを受け取ることができない場合がある**【事例2】**。

③投資経験がない、あるいは契約を理解していない高齢者に勧誘が行われている

投資の経験が全くない、あるいはどのような契約かも理解できていない高齢者に勧誘を行うなど、消費者の適合性を無視した勧誘が行われているケースが目立つ【事例1】【事例2】【事例4】。

特定商取引法が適用される場合、消費者の判断力の不足に乗じた勧誘や、適合性に反する勧誘を行うことは禁止行為となっており、問題である。

また、トラブルに遭う高齢者には、業者から親切にされると断れなくなって、契約内容を理解できなくても取引してしまうという傾向がみられる**【事例1】**。

5. 消費者へのアドバイス

(1)取引の仕組みがわからなければ、契約をしないこと

CO₂排出権のCFD取引はハイリスクで複雑な取引であるので、仕組みが理解できなければ絶対に契約しないこと。知識や経験のない一般の消費者は絶対に手を出さないこと。

(2) 電話や訪問を受けてもはっきりと勧誘を断ること

電話や訪問を受けても、取引をするつもりがなければはっきりと断ること。とくに、業者の話をいったん聞いてしまうと、やりとりをしていくうちに親切にされるなどして業者のペースに飲まれてしまい、結果的に不本意な高額取引をさせられてしまうケースも多いので、十分に注意すること。

(3) できるだけ早く消費生活センターに相談すること

CO₂ 排出権の CFD 取引の勧誘を受けて少しでもおかしいと感じたら消費生活センターに相談すること。また、不本意な契約をしてしまったら、特定商取引法によるクーリング・オフが可能な場合もあるので、できるだけ早く相談すること。

6. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

消費者委員会事務局

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室